行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-2	
処分の種類	特定非営利活動法人設立の認証の取消し					
根拠法令条例 等·条項	特定非営利活動促進法第43条第1項及び第2項					
処分の概要	特定非営利活動沒	宇定非営利活動法人の設立の認証の取消し				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)					
基準の制定根拠			_			